

# 内部通報制度および 会計・監査不正に関する通報制度

当社では、法令等に違反する行為を早期に発見・是正することにより、自浄作用を高めることを目的として、グループ各社の従業員等も利用可能な内部通報窓口「SMBC グループアラームライン」を社内外に設けています。これに加えて、三井住友銀行等のグループ各社においても、各社の従業員等を対象とした内部通報窓口を設けています。

また、当社およびその連結子会社の会計、会計にかかる内部統制、監査事項についての不正行為を早期に発見・是正することにより、グループ内の自浄機能を高めるべく、グループの内外から会計・監査不正に関する通報を受け付ける「SMFG会計・監査ホットライン」を設置しています。

## 「SMFG会計・監査ホットライン」通報窓口・指定紛争解決機関

「SMFG会計・監査ホットライン」通報窓口指定	指定紛争解決機関
<p>以下の宛先で、郵便もしくは電子メールでの通報を受け付けています。</p> <p>＜郵便＞ 〒100-6315 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング15階 岩田合同法律事務所内 「SMFG会計・監査ホットライン」宛</p> <p>＜電子メール＞ smfghotline@iwatagodo.com</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる通報内容は、当社もしくは当社連結子会社の会計、会計にかかる内部統制、監査事項についての不正行為の疑念です。</li> <li>通報に際しては、匿名での通報も受け付けますが、可能な限り、お名前・ご連絡先を開示してください。</li> <li>通報に際しては、可能な限り具体的に、かつ詳細な事実に基づく記述をお願いします(通報内容が抽象的・不明確な場合等は、調査に限界が生じる場合もございます)。</li> <li>通報者に関する情報は、本人の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、当社グループ以外の第三者に開示しません。</li> </ul>	<p>三井住友銀行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取り扱いに関して、銀行法上の「指定紛争解決機関」である「一般社団法人全国銀行協会」、信託業法・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の「指定紛争解決機関」である「一般社団法人信託協会」、ならびに金融商品取引法上の「指定紛争解決機関」である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」と、契約を締結しております。</p> <p>一般社団法人全国銀行協会          連絡先 全国銀行協会相談室          電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772          受付日 月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く）          受付時間 午前9時～午後5時</p> <p>一般社団法人信託協会          連絡先 信託相談所          電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988          受付日 月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く）          受付時間 午前9時～午後5時15分</p> <p>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター          連絡先 証券・金融商品あっせん相談センター          電話番号 0120-64-5005          FAX 03-3669-9833          受付日 月曜日～金曜日（祝日等を除く）          受付時間 午前9時～午後5時</p>